0 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針(平成九年運輸省告示第五百三十六号

(傍線部分は改正部分)

の一部を改正する告示案新旧対照条文(第一条関係)

, .	また、そもそも観光産業は、旅行業、交通産業、宿泊業等幅広い分の低進にそのために力きく買繭するものである。
の足售はそのこめこ大きく貢献するものである。でも、このような理解不足を解消していく必要があり、国際観光交流	の足售はそのとめこ大きく貢献するものである。でも、このような理解不足を解消していく必要があり、国際観光交流
ることも見受けられる。我が国が国際社会において活動していくうえ	ることも見受けられる。我が国が国際社会において活動していくうえ
方、生活習慣等を外国人に理解してもらえず、無用な誤解を招いてい	方、生活習慣等を外国人に理解してもらえず、無用な誤解を招いてい
した者が少なくコミュニケーションが十分でないため、日本人の考え	した者が少なくコミュニケーションが十分でないため、日本人の考え
といった誤解も生じている。さらに、日本人についても外国語に習熟	といった誤解も生じている。さらに、日本人についても外国語に習熟
。また、日本に対する理解不足による観光面の魅力の乏しい特異な国	。また、日本に対する理解不足による観光面の魅力の乏しい特異な国
った評価が優先されるなど、日本の一面のみが強調される傾向にある	った評価が優先されるなど、日本の一面のみが強調される傾向にある
大国のイメージでとらえられており、また、「ものづくりの国」とい	大国のイメージでとらえられており、また、「ものづくりの国」とい
一方、海外からみた我が国は、工業製品を通しての経済大国、技術	一方、海外からみた我が国は、工業製品を通しての経済大国、技術
増進に寄与することから、その積極的な拡大を図るべきである。	増進に寄与することから、その積極的な拡大を図るべきである。
できる機会をもたらすものであり、国と国、人と人の間の相互理解の	できる機会をもたらすものであり、国と国、人と人の間の相互理解の
国際観光を通じた人的交流は、実際の人間像と生活をより良く理解	国際観光を通じた人的交流は、実際の人間像と生活をより良く理解
() 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進の意義	一 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進の意義
とによる国際観光の振興に関する基本的な事項	による国際観光の振興に関する基本的な事項
一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずるこ	一 外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずること
ことによる国際観光の振興に関する基本方針外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずる	とによる国際観光の振興に関する基本方針外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずるこ
現	改正案

されている。
において、新しい雇用を創出しうる産業として観光産業は大きく期待において、新しい雇用を創出しうる産業として観光産業は大きく期待きな貢献をしている。国内製造業の生産拠点の海外移転が進む我が国野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大

計画が れているところである。 の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求めら 十八年法律第百十七号) ことが見込まれるなか、 このように、 同 年六月に閣議決定された。 観光は従来にも増して極めて重要な役割を担っていく 平成十九年一月に観光立国推進基本法 が施行され、 今後、 同法に基づき観光立国推進基本 同計画に基づ 親光立国 (平成

役立つものである。

現在、訪日外国人旅行者数は、我が国の国際的な地位、実力からみ現在、訪日外国人旅行者数は、我が国の国際的な地位、実力からみ現在、訪日外国人旅行者数は、我が国の国際的な地位、実力からみ

も資することである。

・資することである。

中心に、総合的、効率的な実施に努めるものとする。観光の振興に係る施策を推進していくに当たっては、次の三つの点を本法に基づき外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進等による国際

において、新しい雇用を創出しうる産業として観光産業は大きく期待きな貢献をしている。国内製造業の生産拠点の海外移転が進む我が国野を包含しており、その消費額や雇用規模からみて、我が国経済に大

されている。

活性化にも大きく役立つものである。

「極めて低水準にある。今後は、外国人観光旅客の我が国に対するにより我が国の多様な魅力を紹介し、日本人の生活、文化、行動などにより我が国の多様な魅力を紹介し、日本人の生活、文化、行動などの素顔に直接接してもらうことは外国人観光旅客の来訪地域の整備等で極めて低水準にある。今後は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等

も資することである。

・資することである。

・資することである。

・資することである。

・資することである。

・海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出していた。

・ 大が国には豊かな観光資源が存在するが、今後、外国人観光旅客の我が国には豊かな観光資源が存在するが、今後、外国人観光旅客の

係る施策の具体的方向
「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振気」

を中心に、総合的、効率的な実施に努めるものとする。際観光の振興に係る施策を推進していくに当たっては、次の三つの点本法に基づき外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進等による国

1 都道府県は、地域の特色を生かした観光ルートの形成により外国

行の促進、低廉な宿泊施設等についての情報提供等を行う。 ・ の発 ・ ののに対する。外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行 ・ に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客を対象とする低 ・ に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客の来訪の促進に大きく ・ ののとすることが、外国人観光旅客の来訪の促進に大きく

3 日本を訪れた外国人観光旅客に対する接遇の向上を図る。 地限定通訳案内士の育成及び確保、四ー二に記述する「外客向け観域限定通訳案内士の育成及び確保、四ー二に記述する「外客向け観域限定通訳案内士の育成及び確保、四ー二に記述する「外客向け観ば限定通訳案内士の育成及び確保、四ー二に記述する「外客向け観いない。」

一 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

(-)

外客来訪促進地域の整備に関する事項

となって各都道府県と連携して進めてきたところであるが、今後は、従来、外国人観光旅客の誘致については、国際観光振興機構が中心

域の統 める。 ずるよう努めることとする。 対する必要な支援に努めるとともに、 域観光振興事業に関する構想及び計画を定める。 成するため、 振興に取り組む民間法人は、 (以 下 また、 的な戦略として、 「国際観光振興機構」という。)は海外宣伝等の措置を講 国及び地方公共団体は、 市町村は 外国人観光旅客の来訪を促進するため 地域観光振興計画を定める。 地域観光振興計 独立行政法人国際観光振興機 観光関係機関や観光関係者に 画に位置づけられた地 これらの 更 計画 [を達 観光 の地

人観光旅客の来訪を促進する地域について、外客来訪促進計

画

[を定

2 我が国の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用をより低廉な中面の低廉化を図るため、外国人観光旅客を対象とする低に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客を対象とする低に要する費用の低廉化を図るため、外国人観光旅客の来訪の促進に大きくまが、国の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用をよ

外客来訪促進地域の整備に関する事項外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

我が国固有の文化、 歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進にとなって各都道府県と連携して進めてきたところであるが、今後は、従来、外国人観光旅客の誘致については、国際観光振興機構が中心

。 旅客の来訪を促進しその旅行の容易化等を図る上で一層効果的である の増進を図りつつ、これを積極的に紹介していくことが、外国人観光 的に結びつけ、より広域的な観光ルートを設定するとともに観光魅力 資する観光資源を、地域の特性を生かした共通のテーマのもとに有機 我が国固有の文化、 歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に

る。

ト客来方足進計画は、これらど沓まさ以下の事員こついて策定され であっていくことが効果的である。 においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、 重点的に誘致しようとする外国人観光旅客をある程度想定した上で、 をのニーズ等を念頭に置きつつ、当該地域の観光資源のネットワーク 化を図っていくことが効果的である。 したがって、 のは観光資源については、日本人と外国人観光旅客の間においては、価 を来方足進計画は、これらど沓まさ以下の事員こついて策定され の間観に差異があるためその評価も異なり、さらに外国人観光旅客の間 においては、価

る必要がある。 外客来訪促進計画は、これらを踏まえ以下の事項について策定され

### 1 (略)

2 宿泊拠点地区の区域に関する事項

区は、 ビス等の向上に努める必要がある。 客の接遇の向上を図るよう、 いることが望ましい。 とが必要であり、 録を受けているホテル・旅館 食等を通じて日本文化、 その他外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設が存在しているこ 外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客にとって、 当該地域を周遊する上で足場となる場所であると同時に、 宿泊拠点地区においては、 かつ、 また、 これら宿泊施設が 地域文化等を体験できる場所でもある。 宿泊関係事業者は、 宿泊拠点地区において、 (以下「登録ホテル・旅館」という。 国際観光ホテル整備法に基づく登 一定の交流機能を持って 施設、 外国人観光旅 設備、 宿泊拠点地 サ ょ 寝

旅客の来訪を促進しその来訪地域の整備等を図る上で一層効果的であの増進を図りつつ、これを積極的に紹介していくことが、外国人観光的に結びつけ、より広域的な観光ルートを設定するとともに観光魅力資する観光資源を、地域の特性を生かした共通のテーマのもとに有機

化を図っていくことが効果的である。 においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、 においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、 においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、 においてもその国籍や年齢等により異なるものである。したがって、

る必要がある。 外客来訪促進計画は、これらを踏まえ以下の事項について策定され

### 1 (略)

2 宿泊拠点地区の区域に関する事項

客の接遇の向上を図るよう、宿泊関係事業者は、 )その他外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設が存在しているこ って、 区は、 いることが望ましい。 とが必要であり、 録を受けているホテル・旅館 食等を通じて日本文化、 ス等の向上に努める必要がある。 外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客にとって、 宿泊拠点地区においては、国際観光ホテル整備法に基づく登 当該地域を周遊する上で足場となる場所であると同時に、 かつ、 また、 これら宿泊施設が一定の交流機能を持って 地域文化等を体験できる場所でもある。 宿泊拠点地区において、 (以下「登録ホテル・旅館」という。 施設、 外国人観光旅 設備、 宿泊拠点 サー ょ 寝

て設定されるものである必要がある。

これらの点を踏まえ、宿泊拠点地区は以下に掲げる諸点に留意し

位で構成されるものであること。 滞在を通じ当該地域との交流が行われる地区であって、市町村単は三一三に記述する「ウェルカム・イン」が相当数存在し、宿泊① 宿泊拠点地区は、外客来訪促進地域内で、登録ホテル・旅館又

#### ②·③ (略)

#### 3 (略)

4 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針については、可能な限り明確に明示しておく必要がある。 こうした案内施設の整備の方針につい職員を配置した観光案内所等の案内施設、特に国際観光振興機構と地質を配置した観光案内所等の案内施設、特に国際観光振興機構としていくことが必要がある。したがって、外国語の対応が可能ない。 外国人観光旅客の旅行の容易化等を図るうえで情報案内施設の整備とは、可能な限り開催に明示しておく必要がある。

# 5·6 (略)

意して推進するものであること。 外客来訪促進地域への来訪を促進するため、次に掲げる諸点に留・ その他外客来訪促進地域への来訪の促進に関する事項

### ① (略)

ほか、案内板の整備がなされる必要がある。 をの利便性を考慮した、四一三に記述する案内標識、案内表示のをの利便性を考慮した媒体による情報提供を行う施設等の整備のした外国所で表示した。ロー三に記述する外国人観光旅客に即した外国ができました。 インターネットその他の外国人観光旅の 外国人観光旅

て設定されるものである必要がある。

#### ②·③ (略)

#### 3 (略)

4 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針

## 5・6 (略)

意して推進するものであること。 外客来訪促進地域への来訪を促進するため、次に掲げる諸点に留て その他外客来訪促進地域への来訪の促進に関する事項

### ① (略)

(2) 外国人観光旅客が観光ルートを円滑に周遊するため、外国語で まか、等該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即 まか、当該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即 まか、当該地域に重点的に誘致しようとする外国人観光旅客に即 と外国語で表示した、エー三に記述する案内標識、案内表示の とか、というを明視の とい、案内板の整備がなされる必要がある。

3

略

- 3 (略
- 4 る「ウェルカムカード」の発行等を図ることが望ましい。 関係地方公共団体、 外国人観光旅客がより低廉な旅行を志向していることに鑑み、 観光関係事業者等が連携して三一二に記述す
- 海外における宣伝に関する事項

(\_\_) していくこととする。 該地域を重点的に宣伝するなど我が国の観光魅力を積極的にアピー 地域の魅力を前面に押し出した外客誘致キャンペーンを展開し、 国際観光振興機構は、外客来訪促進地域関係地方公共団体とともに 当 ル

応した新しい日本の観光イメージを策定する。 対日イメージ等について有識者の意見をも聞きながら、 また、国際観光振興機構は、我が国の魅力自体を徹底的に再評価し 新時代に対

> 4 関係地方公共団体、観光関係事業者等が連携して四ー二に記述す る「ウェルカムカード」の発行等を図ることが望ましい。 外国人観光旅客がより低廉な旅行を志向していることに鑑み、

- (二) 海外における宣伝に関する事項 国際観光振興機構は、外客来訪促進地域関係地方公共団体とともに

していくこととする。 該地域を重点的に宣伝するなど我が国の観光魅力を積極的にアピー 地域の魅力を前面に押し出した外客誘致キャンペーンを展開し、 当

応した新しい日本の観光イメージを策定する。 対日イメージ等について有識者の意見をも聞きながら、 また、国際観光振興機構は、我が国の魅力自体を徹底的に再評価

新時代に対

- 地域観光振興事業の実施について指針となるべき事項
- 地域観光振興事業の実施にあたっては、以下の事項をその実施の指針
- いることが必要である。この場合、観光客にとって魅力的な、 観光客が増加しているなど、 観光資源が現に存しているよとが望ましい。 地域の観光地としての潜在能力に関する事項 地域観光振興事業を実施する地域は、 魅力的な観光地となる潜在能力を有して 近年、 外国人観光旅客を含む 何らか
- 事業の実施主体に関する事項

織体制などを有するとともに、 仕組みがあることなどが望ましい 実施主体に十分な経験や実績があることや 実施主体として適格性を有していることが必要である。この場合、 地域観光振興事業の実施主体は、 組織としての安定性を有しているなど 当該事業の適確な実施が可能な組 多様な意見が反映される

# (三) 事業の内容に関する事項

業自体が適切に計画されたものであることが必要である。 光振興計画の中に位置づけられているとともに、 利用者の利便性を高めるものとなることなどが必要である。 との連絡など、 定を遵守するとともに、 十一条に規定するバス運行や船舶運航を行う場合には、 成果が見込めるものであることが望ましい。 ることなど、 実現性も高く、 が取り入れられていること、 ものであること、 の内容は、 や港湾計 地域観光振興事業は、 !画などの他の関連計画との調和も取れたものであるなど、 戦略性、 事業の内容自体が個性豊かで魅力にあふれ、 地域の実情を踏まえてその運送サービスが全体として かつ、 誰でも利用しやすいユニバーサルデザインの考え方 計画性に富み、 地域の他の関係者との連携も十分に図られてい 当該事業が実施される市町村が定める地域観 観光施設の利用客の多寡や他の公共交通機関 さらに、 その地域の魅力を飛躍的に高める 事業計画に無理がないなどその なお、 都市計 本法第十条及び第 各事業法の規 画 また、 観光振興の 道路計 事業 事 画

体や他の関係者が、 ことが望ましい。 地域観光振興事業の効果をより高めるため、 観光振興に向けて積極的な取り組みを行っている

(四)

地域全体での観光振興に向けた取り組みに関する事項

その地域における自治

(五) 事業の成果や効果に関する事項

できるものであることが望ましい。 地域の雇用創出につながるなど、 とが必要である。 とともに、 |域観光振興事業の実施により観光客数の増加等の成果が見込める その成果を検証するための措置が講じられるものであるこ この場合、 事業の実施が観光客の増加 地域の活性化を総合的に図ることが のみならず、

兀

外国人観光旅客の国内における交通、

宿泊その他の旅行に要する費用

三 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用

の低廉化に関する事

項

外国人観光旅客の国内での滞在費用を低廉化し、外国人観光旅客の旅

行の容易化等を促進するため、以下の施策を推進するものとする。

# 四 通訳案内その (略)

四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

(一 (略)

二 外客向け観光案内所の機能の充実

語への対応能力が不足していること等の問題点がある。地方公共団体、観光関係団体とともに「ビジット・ジャパン案内所」地方公共団体、観光関係団体とともに「ビジット・ジャパン案内所」現在の外客向け観光案内所については、国際観光振興機構が、関係

図るため積極的に支援していく必要がある。
ュアルの作成・配布等を通じて、外客向け観光案内所の機能の向上を向け観光案内所の職員に対する実務研修の充実、外国人観光案内マニしたがって、国際観光振興機構は、アジア言語を中心として、外客

ことが必要である。とともに、各外客向け観光案内所相互間のネットワーク化を促進する観光案内所と各外客向け観光案内所における観光情報の共有化を図る際観光振興機構は各都道府県等と協力して、国際観光振興機構の総合また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国

### (三) (略)

ることによる国際観光の振興に関する重要事項 一 その他外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ず

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興につい

の低廉化に関する事項

)))が地域の整備等を促進するため、以下の施策を推進するものとする。

外国人観光旅客の国内での滞在費用を低廉化し、

外国人観光旅客の来

(一) (三) (略)

五 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

(一) (略)

(二) 外客向け観光案内所の機能の充実)()

不足していること等の問題点がある。地方公共団体、観光関係団体とともに「i」案内所の整備を推進して地方公共団体、観光関係団体とともに「i」案内所の整備を推進して現在の外客向け観光案内所については、国際観光振興機構が、関係

図るため積極的に支援していく必要がある。
ュアルの作成・配布等を通じて、外客向け観光案内所の機能の向上を向け観光案内所の職員に対する実務研修の充実、外国人観光案内マニしたがって、国際観光振興機構は、アジア言語を中心として、外客

ことが必要である。とともに、各外客向け観光案内所相互間のネットワーク化を促進する観光案内所と各外客向け観光案内所における観光情報の共有化を図る際観光振興機構は各都道府県等と協力して、国際観光振興機構の総合また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国また、各外客向け観光案内所で広範囲な情報提供ができるよう、国

### (三)

ずることによる国際観光の振興に関する重要事項 一 その他外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講

いては、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体、地域限定通訳案内外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興につ

を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協力並びに旅行業者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売業試験の実施機関その他の関係団体、通訳案内士及び地域限定通訳案内士ては、国、国際観光振興機構、関係地方公共団体、地域限定通訳案内士

業者等の関係事業者といった広範多岐にわたる関係者が相互に連携・協士並びに旅行業者、宿泊事業者、運送事業者、飲食店業者、土産物小売士試験の実施機関その他の関係団体、通訳案内士及び地域限定通訳案内

力を図りながら総合的に取り組んでいくことが重要である。

 $\bigcirc$ 通省告示第四百三十九号)の一部を改正する告示案新旧対照条文(第二条関係) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置に関する基準(平成十八年国土交

(傍線部分は改正部分)

要なものとして、当該公共交通事業者等が選定したものとすること。	したものとすること。国人観光旅客の利用上重要なものとして、当該公共交通事業者等が選定
事業の用に供する旅客施設及び車両等のうち外国人観光旅客の利用上重置」という。)を講ずべき旅客施設及び車両等は、公共交通事業者等のする法律第十九条に規定する情報提供促進措置(以下「情報提供促進措	は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等のうち外(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずべき旅客施設及び車両等る法律(平成九年法律第九十一号)第七条に規定する情報提供促進措置
一 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置に関する基準外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に	<ul><li>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関すする法律第七条に規定する情報提供促進措置に関する基準外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関</li></ul>
現行	改正案

情報提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。する法律(平成九年法律第九十一号)第二十条第一項の規定に基づき、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関	提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。 提供促進措置を講ずべき区間は、次の各号に定める区間とする。情報外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関す
現	改正案
(傍線部分は改正部分)	

○ 公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間(平成十八年国土交通省告示第四百四十号)の一部を改正する告示案新旧対照条文(第三条関係

- 10 -